

兵庫県公報

令和3年11月30日 火曜日 第264号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 令和3年度農用地土壌汚染調査測定の結果（農業改良課）	1
○ 土地改良区役員の住所変更の届出（農地整備課）	2
○ 県営土地改良事業計画の廃止及び関係書類の縦覧（同）	2
○ 知事許可漁業の制限措置の内容等（水産課）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 阪神間都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）	9
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	9
○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（同）	10
○ 公有水面の埋立免許（港湾課）	10
○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施（都市政策課）	11
○ 都市計画の変更の図書の写しの縦覧（都市計画課）	11
病院局公告	
○ 入札公告	12
○ 同 上	14
○ 同 上	17
教育委員会公告	
○ 随意契約の相手方等の公示（県立姫路工業高等学校）	19
○ 同 上（県立相生産業高等学校）	20
○ 落札者等の公示（同）	20
○ 同 上（同）	21
○ 同 上（同）	21
○ 同 上（同）	21
○ 同 上（同）	22
○ 同 上（同）	22
○ 同 上（同）	22
○ 入札公告（県立のじぎく特別支援学校）	23
公安委員会告示	
○ 地域交通安全活動推進委員の委嘱	25

告 示

兵庫県告示第1225号

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）第12条の規定により、令和3年度農用地土壌汚染調査測定の結果を次のとおり公表する。

令和3年11月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

地域名	市町名	調査地点数	玄米中カドミウム濃度 (ppm)			濃度別地点数	
			最高	最低	平均	0.4ppm超	0.4ppm以下
生野鉦山周辺	姫路市	1	—	—	0.03	0	1
	神崎郡 神河町	2	0.06	0.02未満	0.04	0	2
	同郡 市川町	2	0.28	0.02	0.15	0	2
	同郡 福崎町	2	0.10	0.10	0.10	0	2
	朝来市	3	0.19	0.02未満	0.11	0	3
	養父市	1	—	—	0.07	0	1
計		11				0	11

(注) 本調査は、農用地土壌汚染調査測定のために実施する立毛調査（収穫前にはほ場の中央部及びその他4地点に生育している稲を採取して行う調査）である。調査地点数が1点の市町において、玄米中カドミウム濃度の最高欄及び最低欄に「—」を記載している。



兵庫県告示第1226号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の住所変更の届出があった。

令和3年11月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

田原東部土地改良区

役員の区分	氏名	旧住所	新住所
理事	長谷川 尚志	神崎郡福崎町西田原819番地3	神崎郡福崎町西田原788番地



兵庫県告示第1227号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を令和3年11月15日に廃止したので、土地改良事業廃止処理計画書の写しを縦覧に供する。

この廃止計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの廃止計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この廃止計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この廃止計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和3年11月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	茶屋前池地区	令和3年11月30日から 同年12月20日まで	たつの市役所

兵庫県告示第1228号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年11月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
室津浦	手繰第2種漁業 なまここぎ網漁業	別記1の1	3月1日から 4月30日まで	別記2	5トン 未満	14隻	別記3
湊	手繰第2種漁業 なまここぎ網漁業	別記1の2	3月1日から 4月30日まで 及び11月20日 から12月27日 まで	同上	5トン 未満	5隻	同上
丸山	手繰第2種漁業 なまここぎ網漁業	別記1の3	3月1日から 4月30日まで	同上	5トン 未満	1隻	同上

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年1月13日から同年2月13日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和4年3月1日から令和6年10月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

地区	条件
室津浦	別記4の1、2、3
湊	別記4の1、3
丸山	別記4の1、2、3

別記1 操業区域

- 1 共第125号共同漁業権漁場の区域
- 2 共第133号共同漁業権漁場の区域
- 3 共第134号共同漁業権漁場のうち鎧埼から270度の線以北の海面

別記2 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下

別記3 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者

別記4 条件

- 1 同時に使用する網の数は2帖を越えてはならない。
- 2 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。
- 3 なまこ以外の水産動植物を採捕してはならない。

兵庫県告示第1229号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年11月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
東播磨、高砂	手繰第3種漁業 あさり貝桁網漁業	別記1の1	3月1日から 5月31日まで	別記2	5トン未満	13隻	別記3
大塩町	手繰第3種漁業 あさり貝桁網漁業	別記1の2	3月1日から 4月30日まで	同上	5トン未満	2隻	同上

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年1月13日から同年2月13日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和4年3月1日から令和6年10月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 同時に使用する桁網は5丁を越えてはならない。

イ あさり以外の水産動物を採捕してはならない。

ウ 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。

エ 日没時から日出時に至る間は操業してはならない。

別記1 操業区域

1 共第20号共同漁業権漁場

2 共第53号共同漁業権漁場のうち、最大高潮時海岸線における姫路市の形町、大塩町界から199度の線以東で、最大高潮時海岸線から1,000メートルの距離以内の海域

別記2 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下

別記3 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者

兵庫県告示第1230号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年11月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
森	建網漁業	淡路市釜口・下田界から同市大磯川尻左岸までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。(注)	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

(注)「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年11月30日から令和4年1月4日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和4年12月31日までとする。



兵庫県告示第1231号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第4条第1項第11号に掲げるひき縄漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年11月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
林崎	ひき縄漁業	操業区域の1	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし
一宮町	ひき縄漁業	たちうお	同上	同上	同上	1隻	同上
		その他					
		操業区域の3					
湊	ひき縄漁業	操業区域の4	同上	同上	同上	1隻	同上

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年11月30日から令和4年1月4日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和4年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「くろまぐろを漁獲した場合は、漁獲実績を速やかに知事に報告しなければならない」旨の条件を付けることがある。

別記 操業区域

(注) 以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により

漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 1 神戸市兵庫区和田岬から高砂市東播磨港伊保灯台より姫路市上島を見通した線までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
 ※共第24号の共同漁業権を有する者から、同号共同漁業権区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、「神戸市兵庫区和田岬から高砂市東播磨港伊保灯台より姫路市上島を見通した線までの海面及び共第24号共同漁業権の区域。ただし、共第24号以外の共同漁業権の区域を除く。」とする。
- 2 淡路市野島江崎から南あわじ市阿那賀に至る淡路西浦海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 3 淡路市野島江崎から洲本市五色町に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 4 淡路市野島江崎から南あわじ市阿那賀に至る淡路市西浦海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。



兵庫県告示第1232号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第12号に掲げるたこつば漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年11月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
東二見	まだこ・いいたこつば漁業	明石市大久保町から姫路市的形町までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。 (注)	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

(注)「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
 令和3年11月30日から令和4年1月4日まで
- 3 備考
 この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和6年12月31日までとする。



兵庫県告示第1233号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第12号に掲げるたこつば漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年11月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区名	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
姫路市	たこつぼ漁業	姫路市大塩町、的形町、木場、白浜町、飾磨区、広畑区、大津区、網干区の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。 (注)	3月1日から11月30日まで	定めなし	定めなし	15隻	定めなし

(注)「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年1月13日から同年2月13日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、令和4年3月1日から令和6年12月31日までとする。



兵庫県告示第1234号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省近畿地方整備局近畿技術事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年11月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（三次元データ計測）

2 作業期間

令和3年10月15日から令和4年2月28日まで

3 作業地域

神戸市、西宮市、丹波市及び宍粟市の各一部



兵庫県告示第1235号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、法務省神戸地方務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年11月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（不動産登記法第14条第1項地図作成）

2 作業期間

令和3年11月4日から令和4年1月31日まで

3 作業地域

三木市志染町中自由が丘二丁目全域



兵庫県告示第1236号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次

のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年11月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（用地実測図原図作成及び用地平面図作成）
- 2 作業期間
令和3年10月18日から令和4年3月25日まで
- 3 作業地域
養父市森地内



兵庫県告示第1237号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年11月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（用地実測図原図作成及び用地平面図作成）
- 2 作業期間
令和3年11月1日から令和4年3月25日まで
- 3 作業地域
朝来市桑市地内



兵庫県告示第1238号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年11月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量及び数値地形図データ作成）
- 2 作業期間
令和3年9月27日から同年12月28日まで
- 3 作業地域
南あわじ市灘土生地内



兵庫県告示第1239号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年11月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（1級水準測量）
- 2 作業期間
令和3年11月1日から令和4年3月31日まで
- 3 作業地域
西宮市の一部



兵庫県告示第1240号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、加東市長から次の

とおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年11月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（数値地形図修正（地図情報レベル2500）及び縮小編集（地図情報レベル10000））
- 2 作業期間
令和3年10月1日から令和4年3月25日まで
- 3 作業地域
加東市全域



兵庫県告示第1241号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和3年11月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
宝塚市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画道路事業
3.4.247号 荒地西山線
- 3 事業施行期間
平成9年3月7日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第1242号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和3年11月30日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和3年11月30日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年11月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
国道 372号	姫路市飾東町八重畑字壹反郷989番1から 同 市飾東町八重畑字長這973番1まで	旧	6.0から 17.0まで	104.0	一部 予定地
		新	14.0から 19.0まで	104.0	
県道 豊富御国野線	姫路市飾東町八重畑字壹反郷983番1から 同 市飾東町八重畑字長這973番1まで	旧	6.0から 18.0まで	120.0	
		新	7.0から 26.0まで	119.0	

兵庫県告示第1243号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和3年11月30日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和3年11月30日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年11月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 厚利社線	加東市厚利字中才103番8から 同 市厚利字中才104番1まで	旧	7.0から 15.0まで	87.0	
	加東市厚利字中才103番1から 同 市厚利字中才104番1まで	新	7.0から 8.0まで	77.0	

兵庫県告示第1244号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、令和3年11月9日次の公有水面の埋立を免許した。

令和3年11月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 出願人の所在地、名称及び代表者

出願人 所在地 洲本市本町三丁目4番10号

名 称 洲本市

代表者 住 所 洲本市宇原146番1号

氏 名 洲本市長 竹内通弘

2 埋立区域

(1) 位 置

洲本市五色町鳥飼浦1番2から同市五色町鳥飼浦字居屋敷33番を経て同市五色町鳥飼浦1番3に至る間の地先公有水面

(2) 区 域

次の各点のうち、①の地点と②の地点を結んだ線、②の地点から⑥の地点までを順次に結ぶ令和2年の秋分の満潮位（D. L. +1.65m）における公有水面と陸地との境界線、⑥の地点から⑧の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑧の地点を結ぶ平成元年12月21日付け港第29号の3で竣工認可された埋立地と公有水面との境界線（D. L. +1.86mにより決定）により囲まれた区域。

①の地点 四等三角点「実盛神社」（北緯34度22分28秒7654、東経134度45分08秒9072）から227度22分07秒332.11mの地点

②の地点 ①の地点から 18度09分16秒 30.47メートルの地点

③の地点 ②の地点から 108度03分30秒 10.54メートルの地点

④の地点 ③の地点から 199度49分49秒 10.06メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から 197度10分00秒 10.00メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から 193度48分43秒 10.04メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から 288度04分40秒 3.70メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から 198度04分40秒 0.41メートルの地点

(3) 面 積

318.85平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

洲本市五色町鳥飼浦1番2、1番3の地内、同市五色町鳥飼浦1番2から同市五色町鳥飼浦字居屋敷33番を経て同市五色町鳥飼浦1番3に至る間の土地に接する公共空地内及び同地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とSの地点とを結んだ線により囲まれた区域。

Aの地点 四等三角点「実盛神社」(北緯34度22分28秒7654、東経134度45分08秒9072) から223度24分08秒409.11mの地点

Bの地点 Aの地点から 35度40分42秒 39.79メートルの地点

Cの地点 Bの地点から 18度09分40秒 37.65メートルの地点

Dの地点 Cの地点から 287度54分25秒 9.13メートルの地点

Eの地点 Dの地点から 359度43分38秒 36.98メートルの地点

Fの地点 Eの地点から 288度24分28秒 3.32メートルの地点

Gの地点 Fの地点から 18度07分57秒 6.53メートルの地点

Hの地点 Gの地点から 108度32分40秒 9.60メートルの地点

Iの地点 Hの地点から 18度01分02秒 8.93メートルの地点

Jの地点 Iの地点から 108度11分29秒 35.26メートルの地点

Kの地点 Jの地点から 197度54分29秒 15.03メートルの地点

Lの地点 Kの地点から 107度39分39秒 7.40メートルの地点

Mの地点 Lの地点から 197度29分49秒 62.84メートルの地点

Nの地点 Mの地点から 288度13分05秒 18.71メートルの地点

Oの地点 Nの地点から 197度57分16秒 10.86メートルの地点

Pの地点 Oの地点から 206度37分33秒 1.68メートルの地点

Qの地点 Pの地点から 215度39分35秒 19.42メートルの地点

Rの地点 Qの地点から 215度48分47秒 19.18メートルの地点

Sの地点 Rの地点から 217度59分48秒 2.93メートルの地点

(3) 面積

3,443.14平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地



兵庫県告示第1245号

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨神戸県民センター長から報告があった。

令和3年11月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 日時

令和3年12月9日(木)午後2時から午後3時まで

2 場所

神戸市長田区浪松町3丁目2番5号 兵庫県西神戸庁舎 4階A会議室

3 被聴聞者

商号又は名称 ウェルインサイドホールディングス株式会社

代表者氏名 二杉高広

事務所所在地 神戸市中央区小野浜町5番53号

免許番号 兵庫県知事(2)第11700号

免許年月日 令和元年10月3日



兵庫県告示第1246号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都

市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

令和3年11月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
三田市	阪神間都市計画用途地域	北摂三田ウッディタウン地区計画
同市	阪神間都市計画高度地区	
同市	阪神間都市計画生産緑地地区	
同市	阪神間都市計画生産緑地地区	
同市	阪神間都市計画地区計画	

病院局公告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和3年11月30日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

1 調達内容

- (1) 購入物品及び数量
泌尿器治療用機器一式
- (2) 購入物品の特質等
購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
- (3) 納入期限
令和4年3月31日（木）
- (4) 納入場所
県立はりま姫路総合医療センター
姫路市神屋町3-264
- (5) 入札方法
上記(1)の物品について入札に付する。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 仕様書の「必要とする基本条件」を全て満たす物品を納入することができると認められた者であること。
- (6) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 購入物品又は類似の製品に関して過去5箇年以内に納入実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県病院局経営課業務班

電話 (078) 341-7711 内線3476

- (2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記4(5)サで提出を求める誓約書の交付期間

令和3年11月30日(火)から同年12月14日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (3) 入札参加申込書の受付期間

上記(2)に同じ。

- (4) 入札・開札の日時及び場所

令和4年1月12日(水)午前10時 兵庫県庁西館1階小入札室

- (5) 入札書の提出期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和4年1月11日(火)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の110)の100分の5以上の額の入札保証金を令和4年1月11日(火)午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。なお、病院局会計規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第17号)第78条第1項第3号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。なお、病院局会計規程第95条第1項第3号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

- (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類(入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にとっては、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料)を令和3年12月14日(火)午後4時までに前記3(1)の場所に提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和4年1月19日(水)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

- (4) 納入場所
県立はりま姫路総合医療センター
姫路市神屋町3-264
- (5) 入札方法
上記(1)の物品について入札に付する。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 一般競争入札参加資格
- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 仕様書の「必要とする基本条件」を全て満たす物品を納入することができると認められた者であること。
- (6) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 購入物品又は類似の製品に関して過去5箇年以内に納入実績を有する者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県病院局経営課業務班
電話（078）341-7711 内線3476
- (2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記4(5)サで提出を求める誓約書の交付期間
令和3年11月30日（火）から同年12月14日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札参加申込書の受付期間
上記(2)に同じ。
- (4) 入札・開札の日時及び場所
令和4年1月12日（水）午前10時10分 兵庫県庁西館1階小入札室
- (5) 入札書の提出期限
上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和4年1月11日（火）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。
- 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の5以上の額の入札保証金を令和4年1月11日（火）午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。なお、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第78条第1項第3号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。
- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。なお、病院局会計規程第95条第1項第3号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類（入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にとっては、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料）を令和3年12月14日（火）午後4時までに前記3(1)の場所に提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和4年1月19日（水）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、病院局会計規程第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr. SUGIMURA, Superintendent of the Prefectural Hospitals Agency

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Surgery support system, 1set

(3) Delivery period:

March 31, 2022

(4) Delivery place:

Hyogo prefectural Harima-Himeji General Medical Center

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 December 14, 2021

(6) Deadline for tender:

17:00 January 11, 2022 by mail

10:10 January 12, 2022 by direct delivery

(7) Contact point for the notice:

Administration Division, Hyogo Prefectural Hospitals Agency,

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 3476



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和3年11月30日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

1 調達内容

(1) 購入物品及び数量

医療用保冷庫・冷凍庫一式

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

令和4年3月31日（木）

(4) 納入場所

県立はりま姫路総合医療センター

姫路市神屋町3-264

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 仕様書の「必要とする基本条件」を全て満たす物品を納入することができると認められた者であること。

(6) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(7) 購入物品又は類似の製品に関して過去5箇年以内に納入実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県病院局経営課業務班

電話 (078) 341-7711 内線3476

(2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記4(5)サで提出を求める誓約書の交付期間
令和3年11月30日(火)から同年12月14日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 入札参加申込書の受付期間
上記(2)に同じ。

(4) 入札・開札の日時及び場所
令和4年1月12日(水)午前10時20分 兵庫県庁西館1階小入札室

(5) 入札書の提出期限
上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和4年1月11日(火)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金
契約希望金額(入札書記載金額の100分の110)の100分の5以上の額の入札保証金を令和4年1月11日(火)午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。なお、病院局会計規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第17号)第78条第1項第3号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

(3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。なお、病院局会計規程第95条第1項第3号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

(4) 入札者に求められる義務
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類(入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者がある場合は、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料)を令和3年12月14日(火)午後4時までに前記3(1)の場所に提出すること。
イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件
ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。
イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和4年1月19日(水)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオ

に違反し無効となった者以外の者

サ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、病院局会計規程第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr. SUGIMURA, Superintendent of the Prefectural Hospitals Agency

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Medical freezer

(3) Delivery period:

March 31, 2022

(4) Delivery place:

Hyogo prefectural Harima-Himeji General Medical Center

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 December 14, 2021

(6) Deadline for tender:

17:00 January 11, 2022 by mail

10:20 January 12, 2022 by direct delivery

(7) Contact point for the notice:

Administration Division, Hyogo Prefectural Hospitals Agency,

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 3476

教育委員会公告

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方について、次のとおり公示する。

令和3年11月30日

契約担当者

兵庫県立姫路工業高等学校長 三輪 智英

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
ガスクロマトグラフ質量分析計（設置工事等）他一式
- 2 契約に関する事務を担当する者の名称及び所在地
兵庫県立姫路工業高等学校 姫路市伊伝居600番地1
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年11月12日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
姫路科学株式会社 姫路市手柄二丁目121番地
- 5 随意契約に係る契約金額（税抜）

26,600,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

- 7 入札公告をした日

令和3年10月15日

- 8 随意契約をした理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第8号による。



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方について、次のとおり公示する。

令和3年11月30日

契約担当者

兵庫県立相生産業高等学校長 柴田英俊

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

兵庫県立相生産業高等学校旋盤外一式

- 2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地

兵庫県立相生産業高等学校 相生市千尋町10番50号

- 3 随意契約の相手方を決定した日

令和3年10月28日

- 4 随意契約の相手方の名称及び住所

関東物産株式会社兵庫営業所 神戸市西区見津が丘1丁目6番1号

- 5 随意契約に係る契約金額（税抜）

80,400,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

- 7 入札公告をした日

令和3年9月17日

- 8 随意契約をした理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第8号による。



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和3年11月30日

契約担当者

兵庫県立相生産業高等学校長 柴田英俊

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量

兵庫県立相生産業高等学校高電圧実験装置（設置工事）外一式

- 2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地

兵庫県立相生産業高等学校 相生市千尋町10番50号

- 3 落札者を決定した日

令和3年10月28日

- 4 落札者の名称及び住所

関東物産株式会社兵庫営業所 神戸市西区見津が丘1丁目6番1号

- 5 落札金額（税抜）

35,300,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 7 入札公告をした日

令和3年9月17日

~~~~~  
**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和3年11月30日

契約担当者

兵庫県立相生産業高等学校長 柴田英俊

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
兵庫県立相生産業高等学校A I（人工知能）実習装置一式
- 2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地  
兵庫県立相生産業高等学校 相生市千尋町10番50号
- 3 落札者を決定した日  
令和3年10月28日
- 4 落札者の名称及び住所  
関東物産株式会社兵庫営業所 神戸市西区見津が丘1丁目6番1号
- 5 落札金額（税抜）  
89,500,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和3年9月17日

~~~~~  
落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和3年11月30日

契約担当者

兵庫県立相生産業高等学校長 柴田英俊

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
兵庫県立相生産業高等学校M P Sステーション（設置工事）一式
- 2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地
兵庫県立相生産業高等学校 相生市千尋町10番50号
- 3 落札者を決定した日
令和3年10月28日
- 4 落札者の名称及び住所
関東物産株式会社兵庫営業所 神戸市西区見津が丘1丁目6番1号
- 5 落札金額（税抜）
30,350,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和3年9月28日

~~~~~  
**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和3年11月30日

契約担当者

兵庫県立相生産業高等学校長 柴田英俊

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量

- 兵庫県立相生産業高等学校ターニングセンター式
- 2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地  
兵庫県立相生産業高等学校 相生市千尋町10番50号
- 3 落札者を決定した日  
令和3年10月28日
- 4 落札者の名称及び住所  
関東物産株式会社兵庫営業所 神戸市西区見津が丘1丁目6番1号
- 5 落札金額（税抜）  
48,915,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和3年9月28日



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
令和3年11月30日

契約担当者

兵庫県立相生産業高等学校長 柴田英俊

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
兵庫県立相生産業高等学校メカトロニクス実習装置一式
- 2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地  
兵庫県立相生産業高等学校 相生市千尋町10番50号
- 3 落札者を決定した日  
令和3年10月28日
- 4 落札者の名称及び住所  
関東物産株式会社兵庫営業所 神戸市西区見津が丘1丁目6番1号
- 5 落札金額（税抜）  
29,500,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和3年9月28日



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
令和3年11月30日

契約担当者

兵庫県立相生産業高等学校長 柴田英俊

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
兵庫県立相生産業高等学校ICTルーム設備装置外一式
- 2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地  
兵庫県立相生産業高等学校 相生市千尋町10番50号
- 3 落札者を決定した日  
令和3年11月12日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社サンソフト 姫路市西庄字クボリ甲128番地
- 5 落札金額（税抜）  
37,000,000円

## 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 7 入札公告をした日

令和3年10月12日

**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和3年11月30日

契約担当者

兵庫県立のじぎく特別支援学校長 大槻和浩

## 1 調達内容

## (1) 業務件名及び数量

兵庫県立のじぎく特別支援学校給食業務 一式

## (2) 業務の内容及び仕様等

学校給食業務委託 仕様は入札説明書による

## (3) 履行期間

令和4年4月1日(金)から令和7年3月31日(月)まで(1年自動更新)

## (4) 履行場所

兵庫県立のじぎく特別支援学校

## (5) 入札方法

上記(1)の業務について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

## (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(入札参加資格審査窓口)

兵庫県出納局管理課 電話(078)341-7711 内線4936

## (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

## (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

## (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 申込書の提出場所等

## (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒651-2215 神戸市西区北山台2丁目566-134

兵庫県立のじぎく特別支援学校 担当 三上

電話(078)994-0196 FAX(078)994-0197

## (2) 契約条項を示す機関及び入札説明書の交付期間

令和3年11月30日(火)から同年12月17日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

## (3) 申込書の提出期間

令和3年12月3日(金)から同月17日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

## (4) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和4年1月31日(月)午前10時から

場所 兵庫県立のじぎく特別支援学校内(神戸市西区北山台2丁目566-134)

## (5) 入札書の提出期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和4年1月28日(金)午後4時までに上記(1)の場所に必着のこと。

## 4 その他

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

1年度の契約希望金額(入札書記載金額の100分の110。以下同じ。)の100分の5以上の額の入札保証金を令和4年1月27日(木)午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社等との間に兵庫県立のじぎく特別支援学校を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

## (3) 契約保証金

1年度の契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県立のじぎく特別支援学校を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

## (4) 入札参加者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す項目を履行できることを証明する書類を、令和3年12月17日(金)午後4時までに提出すること。

イ 入札者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

## (5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに納付されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、入札書については、「この入札書に記載する申込内容については、入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格(1年間)を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、前記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

## (6) 入札の無効

ア 財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第90条の規定に該当する入札及び申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

イ 入札時点において、本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。

ウ 入札保証保険の保険期間が、上記(5)イに規定する期間に満たない者のした入札は、無効とする。



- エ 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。
- オ 入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- カ 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消すものとする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した役務等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Ootuki Kazuhiro, Principal of Hyogo Prefectural Nojigiku Special Support School

(2) Nature of the services to be required:

Hyogo Prefectural Nojigiku Special School School lunch outsourcing

(3) Fulfillment period:

From April 1, 2022 to March 31, 2025 (1-year automatic renewal)

(4) Location:

2-566-134 Kitayamadai, Nishi-ku, Kobe, Hyogo 651-2215

(5) Deadline for tender:

10:00 January 31, 2022 by direct delivery

16:00 January 28, 2022 by mail

(6) Person to contact concerning the notice:

Mr.Mikami , Administrative Office, Hyogo Prefectural Nojigiku Special Support School

2-566-134 Kitayamadai, Nishi-ku, Kobe, Hyogo 651-2215

TEL (078)994-0196

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第337号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定により、次のとおり令和3年11月16日付で地域交通安全活動推進委員に委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号）第1条第2項の規定により公示する。

令和3年11月30日

兵庫県公安委員会

委員長 大内 ますみ

委嘱をした者

| 氏名     | 連絡先                  | 活動区域       |
|--------|----------------------|------------|
| 山口 まり子 | 小野警察署 (0794) 64-0110 | 小野警察署の管轄区域 |
| 菅野 修   |                      |            |
| 市橋 敬典  |                      |            |
| 市橋 薫   |                      |            |
| 岸本 富生  |                      |            |
| 竹本 守   |                      |            |

|      |                      |            |
|------|----------------------|------------|
| 白井敏正 |                      |            |
| 藤井洋治 | 加東警察署 (0795) 42-0110 | 加東警察署の管轄区域 |
| 井上明則 |                      |            |
| 小東平  |                      |            |
| 森良治  | 飾磨警察署 (079) 235-0110 | 飾磨警察署の管轄区域 |